

# 弘前藩御刑法牒（寛政律）

蝦名 庸一

弘前藩に於ては藩政の初めは刑争事件に關して、一般的な法典を設けることなく、個々の取締法令や慣例或は条理によつて臨機の裁判をしていたようである。その爲に刑の量定が区々にわたり、公平を欠くことが考慮されることとなり、又江戸幕府に於て寛保二年（一七四二年）に八代將軍吉宗の下で公寺方御定書が制定されるに及び漸く刑事法典編纂の気運が出て来て、第八代藩主津輕信明公（治世天明四年より寛政三年・一七八四—一七九一）に至り、律書の編纂事業に本格的に着手することとなつた。即ち時の御用人牧野左次郎に命じて撰定したのである。然し信明公の在世中には完成せず、九代藩主寧親公の御代文化七年（一八一〇）三月に至つて整備制定された。此が「

寛政律」と稱されるものである。<sup>(註三)</sup>

既に青森県警察史史料編纂委員中村云吉氏によつて史料として復刻（かり版刷り）されたものがあるが、それは文化年時の改定を加えないわけは文化律とも稱すべきものである。こゝに紹介するのは改定を加えない寛政律の原典に近いと考えられるものであり、中村氏紹介の文化律の中に「寛政、御例」として引用されているものもある。

原本と見られるものの所在は知り得なかつたので、弘前図書館蔵の写本を校合して、明かな誤字等を補正し、原典に近い復原を試みた。草卒の間にまとめた爲、思わぬ誤謬をおかしているところ考えられるのであるが、うすもれてゐる史料を活用する意味に於て、不宥全ながらも紹介させて頂く次

案である。

なお本規定はその後の事情の変化や、御定書を参照して改変を加えられ、又個々の事例によつて具体的な施行細則の如きものが出来たのであるが、それは分り得る範圍内で、不十分ながら註に補足した。年次を追うて総合的に整理をあとづけ、幕府法との対比などを試みればよいのであるが、それは今後の検討に待たたいと考える。

参照した写本は次の通りである。

- 一 「寛政律」貴田同邦写、慶應三年(留書保存会)
- 二 「寛政律」小笠原惠則写、天保四年(岩見文庫)
- 三 「御刑法書之字」全、年代不明(岩見文庫)
- 四 「旧津輕藩刑法」小野士格編、明治末年頃(市史資料)

註③史料本文冒頭の御家老より御用人中の寛に

「科人片付之儀区々之沙汰有之候ニ付此度御刑法沙汰被仰付之」とあることから推測される。

註④後の註(ハ)の終りにも記しているように安永四年(一七七五)の御刑法帳が現存するか

ら、一志の裁判の基準は既に七代藩主信寧公の頃に整えられていたのである。たゞ条数は仍しかなく、本編で紹介する寛政律(条数仍)のほと半分に過ぎない。

註⑤津輕藩旧記種類・卷之五・第廿牧野左次郎恒貞の項に「先是公未<sup>(天明)</sup>た御国に律書之全備也しものなきを深く憂はせ玉ひ左次郎に令せて是を撰定させ玉ふ左次郎数年勉強和漢古今律書を準拠として之を撰定赤石安右衛門菊池寛司次松田常蔵等力を尽せしかども公の御在世中に成功を遂げず寧親公御代文化七年三月に至て初て其書成れり此書の成るや伴戈助専ら担任せしと云ふ題して寛政律と云ふ以後此書を以て規定とせり(下米氏抄録)。(双方のく双書 第五集・二四四頁)とある。又「津輕厂代記類」に「文化七年三月二十七日公(註、寧親公を指す)於山水之間(寧親)御會謁右ハ御先代様(註、信明公を指す)より被仰付候此項精撰に相成候に付是より毎日當

分之内御会誌被遊候 (藤田氏抄録) (青森県史・卷二・八五六頁より引用) とある。

意

料人片付之儀、及之沙汰有之候 = 付此度御刑法沙汰被御付之申出之趣被遊御間届猶又以御自筆被仰出候間致勤弁批判遂穿鑿勤善懲悪 = 相成候様沙汰可有之旨四奉行江能、可被申合候以上

三月

御家老

御用人中

御自筆之写

刑法牒沙汰之通申付候一体刑法之儀兼而一定之上 = 候得共猶其時宜 = 寄軽重之沙汰モ可有之事 = 候且箇条 = 適當之罪人育之候共何れ君臣之義を立父子之親 = 基を給而人倫之義を論し其時、沙汰致候様依之必しも其箇条 = 不可泥事 = 候

巳三月

意

此度御刑法御改被仰付候 = 付沙汰仕候但明律ハ歴代之刑法を致損益相立候儀 = 付律之輕重宜之義理共 = 正敷御座候得共當時 = 比へ候得は一斛之律重く御座候間明律 = 而答罪 = 相当候類ハ大方當時戸× = 而相濟候振合 = 御座候間猶又刑法モ違候間其儘 = 而は難相用依之當時通例行ひ候刑名を以て明律之格 = 随ひ差等相立專其義理 = 依り輕重相分け申候尤右之内公儀御定 = 拘り候儀並是迄之御法 = 而俄 = 輕重難相立分ハ已後沙汰仕斟酌加減仕候間此末御刑罰御沙汰御座候節若此度相定候ヶ条之内洩れ候儀御座候而も古之趣を以明律を参考致罪之輕重無之様被御付候様奉存候則此度相定候御刑法名目と明律刑名との相当之差等如左

戸×	明律答刑
五日	十
十日	二十
十五日	三十
二十日	四十
三十日	五十

鞭刑

明律杖刑

死刑

明律死刑

三

六十

斬

絞

六

七十

獄門

斬

秋後

九

八十

磔

斬

即決

十二

九十

火刑

十五

一百

火刑ハ火付を極て重料ニ相立候公儀御定

鞭刑追放

明律徒刑

付明律相違類之

十八所拂

一年杖六十

廿一三里

一年半杖七十

廿四五里

二年杖八十

廿七七里

二年半杖九十

三十里大場御構

三年杖一百

大場

四浦

五浦

木作

飯詰

板屋野木

浅虫

霰石

三御通地

碓ヶ岡

青森

鯨ヶ沢

徒刑

明律流刑

御刑法名目

半年鞭三十

二十里杖一百

一戸又五

一年鞭三十

二十五里杖一百

二鞭刑 五

一年半鞭三十

三十里杖一百

三鞭刑追放 五

四徒刑 三

五徒刑 四

六曉刑 七五逆之事 八老幼瘡疾之事 九科人八首従者可別事 一〇一人ニ而二罪有之事

二五軒組合連座ニ可及ケテ策之事

三材人自身申出候者

三親族ハ罪之隠候而モ御用捨之事

四親族軽重之事

五罪可減者ハ累減を行候事

六婦人犯罪候事

七不義之賊物取捌之事

八同類之内出奔有之片口ニ相成候者之事

九罪科加減之事

一〇闕所之事

一一取押物之事

人命

三人を謀て殺候者

三謀而親を殺候者

三親族之謀殺

三謀而主人を殺候者

三姦ニ因て夫を殺候者

三一家三人を殺候者

三頭分ノ者を謀殺致候者

三詛毒業

三打擲にて人を殺候者

三怪我にて人を殺候者

三夫有罪之妻を殺候者

三人を逼て死を致候者

三人を殺し者内濟ニ致候者

打擲

三喧嘩打擲ハ疵の軽重を以罪を定候事

三疵療治の事

三勢を以て人を縛打擲致候者

三下人主人を打擲致候者

三妻妾夫を打擲致候者

三兄弟之打擲

三師匠を打擲致候者

三父祖人に打擲せられ其子孫打返候者

盜賊

三竊盜

三御城中ヨ入盜致候者

三自分預物私曲致候者

三御處之賊物盜取候者

三強盜

四 白昼人の物を搶奪候者

男馬盗

盗盗袖

五 流矢流木盜場候者

五 田野穀物盜取候者

五 夜中無故人の家に入候者

五 盗人之宿致候者

五 勾引

五 入鑿を採取候者

五 謀畫謀判致候者

五 役人を似せ候者

五 取せ金銀を造候者

賄賂

六 枉法賄賂之事

六 下枉法賄賂之事

六 坐贖之事

六 賄賂之約諾致候者

六 賄賂を行ひ候者

六 賤合取立私曲致候者

田宅

六 隱田畑

六 田畑質入

六 田畑押領

倉庫

六 御收納遲滞

六 内借

訴訟

七 手越に訴状書出候者

七 無名に訴状

七 不實に事なき訴状候者

七 親族相訴候者

七 子孫父母之數に背候者

七 訴訟之應推致候者

七 強訴

運上

六 隱津出

六 隱荷場

六 隱商売

雜犯

六 博奕

御刑法御定

定例

御刑法名目

一、戸<sup>(=)</sup>× 五

戸× 五日

同 十日

同 十五日

同 廿日

同 三十日

但子忌差或ハ奉公人之類戸×難相成者ハ

右日數之通過料人夫或ハ一日六十文之積

一を以て過料錢爲差出候事

二、鞭刑 五

鞭 三

同 六

同 九

同 十二

同 十五

三、鞭刑追放 五

鞭十八 所拂

公御用事を頼合致候者

公人之罪を軽重致候者

益失火

益野火

公御敵に背候者

公不可爲儀を致候者

公料人手向致候者

公料人出奔

公料人を隠候者

公私ニ糾絆を造候者

公御用所忍通候者

公立婦者

公馬札紛失

犯姦

姦姦淫

姦僧尼之犯姦

姦下人家長之妻女を姦候者

姦相對死

姦隠遊女

鞭廿一 三里

同廿四 五里

同廿七 七里

同三十 十里大場御櫓

但遠於八鞭十八以上 = 候得共其罪之子細

= 依其前 = 難置者八鞭數 = 不拘前拂

可致等

四、徒刑 三

徒刑半年鞭三十

同一年鞭三十

同一年半鞭三十

從徒刑之者八銅鈔山江差遣し鞭刑之上年

限之通苦候可致事

五、死刑 四

斬

獄門

磔

火刑

六、贖刑

鞭三十八

過料三貫六百文

同六 同 四貫二百文

同九 同 四貫八百文

同十二 同 五貫四百文

同十五 同 六貫文

同十八 同 十二貫文

同廿一 同 十五貫文

同廿四 同 十八貫文

同廿七 同 廿一貫文

同三十 同 廿四貫文

徒半年 同 三十貫文

同一年 同 三十三貫文

同一年半 同 三十六貫文

死罪 同 四十二貫文

右過料之儀ハ老幼癡疾之類刑ニ不可行者

並過ニテ人ニ至病或ハ宛付候類相當之過料

ニ而罪を贖可申事

一過料之者會同ニ而上御幕相成者ハ銅鈔山

江差遣一日六十文之儀並以テ夫後ニ便可

申事若老幼癡疾之類夫後ニモ難納成者其

身并金上一耳或ハ二耳ニ而用捨可致事



七、五逆之事

一 惡逆

祖父母父母を打擲殺或ハ殺さんと謀リ並伯叔父姑兄弟母方之祖父母を殺し夫を殺し候者之事  
一 下道

一家之内死罪にあらざる者三人を殺し並人之死体を切りけしむとせむこく切害致候者之事

一 大不敬

御宗廟御飾者并御召物等を盗取候者之事

一 不孝

祖父母父母之事を誣へ或は悪口致并父母之坂

宜しからず難決せしむる者之事

一 不義

支配之者預分之者を殺し弟子として師匠を殺

し候者之事

八、老幼癡疾之事

一 歳七十以上十五才以下并癡疾之者死罪以下贖に

て用檢可致事八十以上十才以下死罪を犯候者ハ

上聞之上時宜御沙汰可被仰付事盜賊并人ニ流付

候者贖を出させ可申事其余之罪ハ御構無之九十以上七才以下ハ死罪ニ而も刑を不可加事

但罪を犯候節未老疾ニ無之候共事頭レ候節老

疾ニ候得ハ老疾を以沙汰可致事幼少之節罪を

犯壯年ニ至リ事頭レ候得ハ幼少之例を以て沙

汰可致事

一 癡疾之事忽而人争にはつれ候片輪病人を云なり

馬鹿乱心之類も癡疾と可致事

九、科人ハ首従を可別事

一 二人以上申合罪を犯候節ハ其内趣意相企候者を

首と致候事其余ハ従と致候事従之者ハ首ヲ罪一

等を減可申事尤本文ニ同類不義と有之ハ首従之

差別無之事

一〇、一人ニ而二罪有之事

一 凡而ニ罪以上共ニ頭候節ハ重きもの一ヶ条を以

罪を定候事若一罪法に頭既ニ刑を加へ候後外の

罪頭候節ハ輕きもの并同等之科は御沙汰ト不及

若跡に頭候科重く候ハ、沙汰直ニ致前罪の鞭數

を差引残り鞭數ヲ刑を加候事

十一、五軒組合連坐ニ可及ヶ条之事

一10 隱田畑

一11 隱津出

一12 盜仙

一13 博奕之志

一14 隱商売

古々来之内罪を犯候者組合之者ハ本人之罪相当  
を以過料ニ直シ組合四軒より差出させ候事

但組合四軒ニ不滿者ハ四軒の割合を以下足分

ハ相捨の事

一15 一人自身申出候者

一惣而悪事致候者事未頼以前自身申出ニ於てハ其

罪御用捨被御付候事

但人を直付或ハ物ニ寄り不可償品并差通之類

ハ不許事

一16 窃盗或ハ手段等にて人の賤物を取其後過を悔候

而自身を本人江返し候者ハ上ニ申出と同前其科

可許事

一17 十三、親族ハ罪を隠候而も御用捨之事

一父母兄弟伯叔父姑夫婦ノ間罪有之相隠候も御

咎無之事

但其等を凌候て逃去しむるとも不可罪事家来

主人の爲に隠候而も是之同然之事其外毒の父

母娘の嫁夫の法違相隠候節平人を罪三等を減

可申事

一18 十四、親族控重之事

一本文ニ祖父母と有之ハ高祖曾祖同様の事孫と有  
之ハ曾孫之孫同様之事嫡孫及祖ハ父母と同様嫡

田親御ハ実母同様の事

一19 十五、罪可減者ハ累減を行候事

一譬ハは罪を犯シ候者首と従と有之時其従之者ハ  
罪一等を減候上其者外ニ可減子細有之時ハ又幾

度も幾々と減可申事

十六、婦人犯罪候事

一20 婦人之罪を犯し候ハ鞭十五ニ不可過鞭十五以上

ニ相当候節ハ十五鞭切にて残数ハ過料ニ而罪を

贖可申事

一21 婦人之鞭刑ハ襦袢之上より打可申事

但毎涅之罪ハ衣を去り直ニ打可申事窃盗之類

ハ入墨を許可申事

一22 十七、不義ニ賤物取削の事

一 賤物之上ニ而罪を犯候者本人相守共ニ罪有之時

ハ其賤物ハ没収可致事若相守方罪あり本人罪無

之時ハ其賤物本人ニ返し候事

一<sup>23</sup> 其賤物之没収可致もの並本人江可相返物既ニ賣

シ用ひ候ハ、贖可令出等若材人身死候而品物費

用候節ハ取立ニ下及等

一<sup>24</sup> 十八、阿類之内出奔者之片口ニ相成候者之爭

同類之内一人ハ出奔致一人ハ召捕候節ハ其者出

奔致候者を本人の旨申出別ニ證人無之時ハ其者

以從ニ致し刑を加へ可申等其後出奔致候者を召

捕候而糾明致候節最初の者本人ニ相違無之分ハ

則首と致し殘る刑を加へ候事

十九、罪科加減之等

一<sup>25</sup> 加と云は本罪之上に猶加へて重く致候事減と云

は本罪の上を猶減して軽く致候事

但武候節ハ四段の死罪三段の徒刑各一等ト致

減候事 ○鞭刑ニ至而ハ三鞭ノの一等を減

可申事 ○ハ原注ノ此印より同印並追加に

して己五月被<sup>レ</sup>節付之

加候節ハ一袋毎に一等と致候事猶又加罪ハ徒

一年半鞭三十限ニ而加へて死ニ不可入也其罪

ニ寄加へて死に可入ものハ其々糸ニ其訳断有

之候事

一<sup>26</sup> 一〇、闕所之爭

闕所之爭鞭三十以上專相致ニ拘候者ノ科ハ其利

欲輕重ニ寄リ田畑或ハ家屋敷或等闕所可申付

事重罪ニ而も利欲ニ不拘者ハ律之々案ニ出候外

ハ闕所不可致事

一<sup>27</sup> 二、取押物之等

惣而禁<sup>レ</sup>犯候者を取押候儀其懸合待筋之者ニ無

之候得ハ其品取押候者ニ違下置候等其後筋ニ而

取押候得ハ押物ノ多少ニ寄リ御覽被下<sup>レ</sup>其品ハ

没収可致等

人命

二二、人を謀て殺候者

一 宿意を以て謀て人を殺候者其張本人ハ獄門加担

守伝致殺候者ハ斬罪加担斗ニ而守伝不致者ハ徒

一年半鞭三十

一<sup>21</sup> 一 痕付候計ニ而不死時ハ張本人ハ斬罪加担守伝致

侯者ハ徒一毎半鞭三

一30 謀殺之事件ハ候得ハ疵付不申候共張本人ハ破三

十加担手任ノ者鞭十五

一31 有之張本人候其場ニ不聽候共張候節ハ其身手ニ

杖打候同然之等疵付候節ハ手ニ若疵付候同然之

事加担之者ハ其場ニ不聽候得ハ其場ニ強候者ト

り罪一等を許可申事

一32 者因之賊物を取候得ハ強盜之律に隨ヒ張本人加

担之差別無之不殘破

但同行之内ニ而モ賊を分ケ不申候得ハ謀殺之

律ニ同候事

二三、謀而親を殺候者

一33 謀而親を殺候者男女に不限肆之上強引歸人夫之

父母を殺候者も同様之事

但笮引の者雖モ次等遺札ニ及往來道路に於テ

肆候事ニ日往來の者勝手次第笮引爲致候事右

日限相済候節笮引致候者無之候節引廻之上破

一34 殺逆之事然ニ行候得ハ候疵付不申候共謀

一35 殺候之者妻子不殘遺放家屋敷家或關所

但子にても別居の者ハ御用捨の事

一36 親殺之者於由威ハ死致致遺溝謀可致事

二四、親族之謀殺

一37 祖父母を殺さるノ謀リ就ニ行候得ハ獄門殺候得

ハ引廻之上破

一38 但母方ニ祖之母同様の事

一39 婦人夫之社父母并夫を殺候者右同様の事

一40 徳和父信忍師ハ謀殺既ニ行ヒ候得ハ徒一年鞭三

十疵付候得ハ獄門殺候得ハ破

一41 祖父母父母子孫を謀殺致候者解死人ニ不及徒一

年半鞭三十

一42 伯叔之甥姪を謀殺致忍師の等妹を謀殺致候者斬

罪

一43 二五、謀而主人を殺候者

一44 謀テ主人を殺候者男女に不限肆者笮引

但疵付候得ハ凡而子の父母へ村候ト同様之事

一45 下人他の主人を殺候者破

但下人主人を眼出外奉公致罷有本の主人を殺

候者他の主人を殺候と同様之事

一46 二六、姦ニ因テ夫を殺候者

一47 妻等他人と姦通致因テ夫を殺候者引廻之上破茲

夫ハ獄門若男の手段のみニ而女其謀を知りずと

いへとも女ハ斬罪又女の手段才にて男其謀を不

知時ハ唯<sup>知</sup>夫の刑ニ一等を加て罪ニ行ひ候事

一<sup>45</sup> 妻妾人と為通致候を現在至通の如ニ於て見届即

時ニ殺候者ハ御答<sup>答</sup>悪之申若其場を立去り後訴も

無之<sup>無</sup>禮ニ殺候者ハ喧嘩<sup>喧</sup>ニ而人を殺候と同様之申

二七、一家三人を殺候者

一<sup>46</sup> 一家之内非犯罪人三人を殺并人の死体を切ほと

きむこく殺害致候者引廻之上磔家賊闕所死者の

家江被<sup>被</sup>下候事妻子ハ遠追放加獄致候者手伝致候

者共ニ獄門

但追放ノ儀別居之子ハ御用捨之申

二八、頭分ノ者を謀殺致候者

支配之者頭分之者を殺さんと謀り既に行ひ候得

は徒半年鞭三十匁付候得は斬罪殺候得ハ磔

二九、咒詛毒藥

咒詛調伏等を以人を殺さんと謀候者ハ謀殺之律

を以罪ニ行候事若唯人を苦しめんと謀候得は二

等を減候事毒藥を用ひ候も同様之申毒藥を賣ひ

未用者鞭三十其毒を知り藥を売候者同罪不知時

ハ御答無之

三〇、打擲にて人を殺候者

一<sup>49</sup> 云々巧及て殺候心ニは無之一時之喧嘩打擲ニ而

人を殺候者ハ斬罪<sup>斬</sup>罪<sup>罪</sup>相争方理不盡之致方ニ而不

得止<sup>得</sup>事<sup>事</sup>於殺害ハ相争方親類名主詮義之上被殺候

者平日不法者ニ相違<sup>相</sup>無<sup>無</sup>之候得は死罪二等を減可

申事

一<sup>50</sup> 同く謀ニ人を打擲致因て死ニ至候得は急所の疵

を得させ候者<sup>得</sup>を解死人可致事

但最初事を企候者ハ徒一年半鞭三十余人ハ何

れも鞭十五

三十一、怪我にて人を殺候者

怪我にて人を殺し或ハ疵付候者打擲之律ニ因て

贖を取其者江被<sup>被</sup>下置候事

一<sup>52</sup> 途中車馬ニ而人を過候者緩急之申無之候得は怪

我を以沙汰可致事若不慎之儀於有之ハ打擲之律

を以刑を可加事

一<sup>53</sup> 危き仕業を致し因て人を殺候者贖ニ難相成打擲

之律を以刑を可加事

一<sup>54</sup> 喧嘩等にて傍之人を殺疵付候者喧嘩にて人を殺

し疵付候と可爲可致事

—55— 若マ謀て人を殺さんとして過て別人を殺疵付候  
得は謀行を以沙汰可致事

三三、夫有罪之娶妻を殺候者

—56— 專妻夫の祖父母父母を打擲等により其夫打之因  
て死に至候行ハ御構候之若マ強而擅ニ殺候得ハ

鞭十五

但此の罪等ニ依り打殺し候は可爲辭死人事

—57— 夫妻妻を打擲或ハ罵り等致候ニ奇り其妻妻自害  
致候者下御沙汰候事

但産室産等を罵責候節ハ夫妻妻を打擲之律に  
因て沙汰可致事

三三、人を過て死を致候者

—58— 寺に依り人を過り其人自害致候者鞭十五并金貳  
兩を出さしめ死者之家江被下置候事

若邊を行ひ盜を致候者×人を過り死を致候者ハ  
獄門

三四、人を之者内齊ニ致候者

—59— 祖父母父母人の爲に殺され其子孫内齊致候者徒  
一年并鞭三十夫共殺候て内齊致候者是マ同様之

事伯叔父母姑兄弟ハニ等之或ハ中寺徒子孫人の爲

に殺され祖父母父母内齊致候者或ハ常人の内齊

ハ鞭三

—60— 内齊のため賄賂を取り渡者ハ錢高を以窃盜ニ  
準し産室方にて沙汰可致事

但父母殺て其賄を取候者死罪

—61— 同居或ハ同行の人初き其人を謀て害せんとする  
等を存ながら下留者并殺され候後不潔者鞭十五

打擲

—62— 三五、喧嘩打擲ハ疵の輕重を以弊を定候事

手足或ハ木の物を以人を打擲致候者戸×十日疵  
付候得ハ戸×二十日

但打込下置候共膏茶ニ陸候之疵と定候事

—63— 血鼻口之内々出或ハ内損血を吐候者鞭九不淨之  
物を以人の頭面を汚候者右同様之事

—64— 齒壹枚或ハ手足の指壹本或ハ指一節を傷并耳鼻傷  
候者鞭十五湯火を以人を傷候者不淨を以人之口

鼻江入候者同様之事

—65— 齒貳枚指二本以上を折候者鞭十八

—66— 一人の骨を折兩眼を傷或ハ婦人の胎を墮并一切之

及物の切疵ハ鞭二十四

但兵器ニ而も柄を以打候ハ及物には無之乎

—67— 寺堂本足壹本を折或ハ一眼を潰候者鞭三十

兩守足を折或ハ兩眼を潰し或ハ持病等有之所打

之因兩瘻疾に至らしめ候者并ニ人の陰陽を傷ひ

候者徒一年半鞭三十右科人家或半分を以疵を得

候者江被下置候寺

右之系々科人大勢にて犯候節ハ其内疵付候者を

重罪ニ致候寺尤本趣意企候者ハ疵付不申候共其

次之科ニ申付候寺

但疵を得候者若死ニ至り候得ハ同行之内人を

殺候節不置之律に依て鞭十五

—69— 喧嘩ニ而双方疵を得候節双方の疵相改疵の輕重

ニ而罪を定候事尤跡々手下し理直き方ハ二等を

減可申寺

三六、疵療治の事

—70— 疵を蒙り候者日限を立打擲の者々療治致さしむ

へき寺日限之内に死候得は打擲之者可屬解死人

事若日限の内にても疵平癒致候断出候後余病に

—71— 死候得は唯打擲之罪を加重可申寺

指一本折候以上之疵日限の内療治にて平癒致候

得は罪二等を減し可申日限満候日迄平癒無之者

ハ右の本律を以相用ひ候寺ハ婦人之破産并病氣

平癒ニ而も瘻疾等に至り候得は罪減申間敷事

—72— 手足其外の挽にて掻き打疵ハ二十日限金創火毒

ハ三十日限手足を折骨痛婦人の墮胎ハ五十日限

三七、勢を以て人を縛打擲致候者

—73— 爭論に依て人を縛り打擲致し或ハ他家に於て人

を押籠等致候者鞭九若重く内損吐血以上ニ至

り候得は平人打擲より二等を加重可申事尤自ら手

を下し不申候共至四致候者本罪ニ可致事若至四

を要手を下し候得は一等を減可申寺

三八、下人主人を打擲致候者

—74— 下人として主人を打擲致候者獄門死ニ至候得は

鋸引怪我ニ而殺候者斬罪怪我ニ而疵付候得ハ徒

一年半鞭三十

—75— 主人下人を打擲致候者姪き疵は御沙汰ニ不及折

傷以上之疵は平人打擲より四等を減し可申事死

ニ至り候得は鞭十八怪我ニ而殺候得は御沙汰ニ

不及事

三九、妻等夫を打擲致候者

一七六 妻夫を打擲致候者鞭十五折傷以上之疵ハ平人ト

リ三等並加ハ可申事一眼潰し候以上ハ斬罪死ニ

至候得ハ磔

一七七 若幸、夫并妻を打擲致候得ハ又一等を加ヘ可申

事死ニ至候得ハ磔尤加るものは加て死に入候事

一七八 夫妻を打擲致候者折傷以上ニ非レハ御沙汰ニ不

及事右以上ハ平人之律ニ二等を減可申事死ニ至

候得ハ斬罪並を打擲致候折傷以上ニ至候得ハ又一

一七九 等を減可申事死ニ至候得ハ鞭三十

妻の妻を打擲致候者夫の妻を打擲致候と同様之

事怪我ニ而後候得ハ其証処分明ニ於ては御沙汰

ニ下及事

四〇、兄弟之打擲

一八〇 兄弟姉妹として兄弟を打擲致候者鞭二十七疵付候

得ハ鞭三十折傷ハ徒一年半鞭三十及傷并手足を

折リ一目を潰し候以上ハ斬罪死ニ至候得ハ獄門

伯叔父姑を打擲致候者同様之事怪我にて殺し或

ハ疵付候者本殺傷之罪ニ二等を減可申事尤磔ニ

ハ難相成候

一八一 兄弟姉妹として兄弟を打擲にて殺し伯叔父姑の

甥姪を打擲ニ而殺候者鞭三十怪我にて殺候は証

処分明ニ於てハ御沙汰ニ不及事

一八二 子孫として祖父母父母を打擲致候者并妻として

舅姑を打擲致候者獄門死ニ至候得ハ鋸引怪我に

て殺候得ハ斬罪

一八三 祖父母父母子孫を打擲にて殺候者鞭十五袖紐ハ

一等を加可申事

但子孫之者祖父母父母を罵り或ハ打候ニ依リ

因て打擲致し死ニ至リ候得ハ御沙汰ニ不及候

怪我にて殺候は是又同様之事

一八四 四一、師匠を打擲致候者

師匠を打擲致候者平人に二等を加ヘ可申事殺候

得ハ磔

一八五 四二、父相人に打擲せられ其子孫打返候者

祖父母父母人の爲に打擲せられ其子孫救候爲打

返候者輕き疵ハ御沙汰ニ不及折傷以上ニ至候得

ハ平人打擲等三等を減可申事死ニ至候得は定法

之通可爲下事人等



盜賊

四三、竊盜

一<sup>86</sup> 盜致候者入墨之上盜取候高ニ応し輕重罪材ニ可  
行事

定

- 一 十貫文以下 入墨鞭三
  - 一 十貫文以上 同 鞭六
  - 一 二十貫文以上 同 九
  - 一 三十貫文以上 同 十二
  - 一 四十貫文以上 同 十五
  - 一 五十貫文以上 同 十八
  - 一 六十貫文以上 同 二十一
  - 一 七十貫文以上 同 二十四
  - 一 八十貫文以上 同 二十七
  - 一 九十貫文以上 同 三十
  - 一 百貫文以上 徒半年鞭三十
  - 一 百十貫文以上 徒一年鞭三十
  - 一 百二十貫文以上 徒一年半鞭三十
  - 一 百三十貫文以上 斬<sup>一</sup> 御徒者ハ死罪ニ等を
- 右幾高を以罪の輕重を定候儀盜取候品幾人ニ而

分候而も分前之高ニ不拘盜取候本高を以一人毎  
ニ罪を加へ候事尤從之者ハ一等を減可申事

但一時ニ數家に於て盜取候節其内唯一家の賊

多き高ニ而罪を定候事米穀等ハ時の直段を以

錢ニ直し品物は直打致させ錢に差横可申事

一<sup>87</sup> 盜ニ入候者賊物を取不申候得は鞭ニ入墨ハ刃之

但人の土蔵を破り或ハ盜ニ入候次第ニ寄大盜

ニ論無之候ハ、賊物ニ不拘入墨鞭三十

一<sup>88</sup> 入墨之儀障江廻し幅三分程ニ入墨可致事尤初度

ハ右腕ニ彫リ二産目ハ左腕ニ彫可申候三度ニ及

候得ハ多少ニ不寄斬罪

四四、御城中江入盜致候者

一<sup>89</sup> 御城中江忍入盜致候者御門

四五、自分預物私曲致候者

一<sup>90</sup> 御預之物を私曲致盜取候者首從之差別無之盜取

候錢高を以罪を定候事尤幾人にて分候而も分前

の高に不拘盜取候本高を以一人毎ニ罪を加へ可

申事

定

一 貳貫五百文以下 入墨鞭九

- 一 貳貫五百文以上 同 十二
  - 一 五貫文以上 同 十五
  - 一 七貫五百文以上 同 十八
  - 一 十貫文以上 同 廿一
  - 一 十二貫五百文以上 同 廿四
  - 一 十五貫文以上 同 廿七
  - 一 十七貫五百文以上 同 三十
  - 一 二十貫文以上 徒半年 卅
  - 一 二十五貫文以上 徒一年 卅
  - 一 三十貫文以上 徒一年半 卅
  - 一 四十貫文以上 死罪之代徒三年 卅
- 四六、御蔵之賊物盜取候者
- 一<sup>11</sup> 御蔵之賊物盜取候者并御蔵廻之者共御蔵之賊物を私曲致候者首從之差別無之盜取銀錢高を以罪定候事尤後人にて分候而も分前の高に不拘盜取候本高を以一人毎に罪を加へ可申事

定

- 一 五貫文以下 入墨鞭六
- 一 五貫文以上 同 九

一 十貫文以上

同 十二

一 十五貫文以上 同 十二

一 二十貫文以上 同 十八

一 二十五貫文以上 同 廿一

一 三十貫文以上 同 廿四

一 三十五貫文以上 同 廿七

一 四十貫文以上 同 三十

一 四十五貫文以上 徒半年 卅

一 五十貫文以上 徒一年 卅

一 五十五貫文以上 徒一年半 卅

一 八十貫文以上 斬<sup>12</sup> 御蔵廻之者私曲致候ハ死罪之代徒三年 卅

四七、強盜

一<sup>12</sup> 強盜強盜之惡候ニ行候得ハ賊物を取不申候とも

徒一年半 卅 既に賊物を取候ハ同類ニ殘殊

一<sup>13</sup> 盜ニ入候者其の人江手向殺し或ハ疵付候得ハ強盜之御仕當たるハ事

但同類之者助力不致候へハ強盜を以沙汰可致

事

一<sup>14</sup> 若弱盜既ニ賊物を檢獲去候モ其家人追懸け候ニ

付因て手向致候者ハ此律を下用材人手向致候律

を以刑を加へ候事

無極印村木賣買致候者取上之上盜物を不存虎買

—95 白昼人の物を奪取候者鞭三十若取候品之高多候

得ハ窃盜之罪に二等を加ヘ可申事從之者は一等

を可加事

—96 難船等之節便に乘し乱妨致候者同様之事

喧嘩等致因て賤物を奪取候者是又同様之事

—98 巾着切の類は搶奪ニハ無之窃盜之律を以刑を加

ヘ候事

—99 四九、馬盜(馬)

馬を盜虎賣致候者斬罪

五〇、盜抽

—100 盜抽致候者抽取之多少を以御藏之賤物盜取候律

を以刑を可加事尤入墨ハ許候事

—101 山師共過木伐取候者伐出候過木不錢取上伐出候

多少を以罪を加ヘ候事同前同様之事

—102 御留山ニ而柴薪木等盜取候者過料壹貫文尤伐出

高多候節八錢ニ差續一倍之過料可申付事御留山

ニ無之候共御停止木伐荒候者右同様之事

—103 山中伐荒有之斜人相知不申節ハ伐荒之多少を以

山下村ヘ材料可申付事

致候律を以て刑を加ヘ候事

—105 五一、流失流水盜場候者

出水之節流失流水取場候者見分之上五ヶ一山師

方相渡可申事若隱置候而被見出候節ハ隠木多少

を以過料爲差出候事

定

一十本以下 一貫貳百文

一十本以上 一貫八百文

一二十本以上 二貫四百文

一三十本以上 三貫文

一四十本以上 三貫六百文

一五十本以上 四貫二百文

一六十本以上 四貫八百文

一七十本以上 五貫四百文

一八十本以上 六貫文

一九十本以上 六貫六百文

一百本以上 七貫二百文

五二、田野雜物を盜取候者

—106 田野之穀物を盜取候者窃盜ニ準し多少を以罪を

定候事但入墨同様之事

107 柴草木石の類人切を以て代取續置候を擅 = 取候

者是、同部之事但入墨罪之

108 五三、夜中無故人之家江入候者

夜中無故人之家江入候者鞭三其家人即時 = 殺候

節は御構無之若マ既に捕置擅 = 打擲殺疵付候ハ

ノ平人打擲有ニ等を戒罪を行候事死 = 至候得ハ

鞭三十

109 五四、盗人之宿殺候者

強盗之宿殺候者其身不行候とも賤物分取候得ハ

110 碌賤物を取不申候得ハ徒一年半鞭三十

窃盗之宿殺候者賤物分取候得ハ其身不行候共窃

盗之首と可爲同罪事賤物を取不申候得ハ一等を

減可申事入墨同様之事

111 強盗并窃盗之盗物を存在から買候者品物を銭 =

差積り窃盗の律 = 二等を減罪に行候事存在から

預り置候者マ一等を減候事

但品物之高多候共鞭十五にて許可申事若不在

候得ハ御構無之品物ハ本人江返し可申事

五五、勾引

112 手段を計け人を爲引候者鞭三十因て人を疵付候

者ハ斬罪

113 五六、入墨を挾取候者

盗殺入墨被行候者其後罪 = 取候者鞭三入墨仕

直可申事

114 五七、謄書謀利長候者

御印并奉行諸役人の判を似せ造謄遺物等を盗取

候者獄門未成物を不取者ハ屯罪一等を減可申事

115 似せ印形似せ封紙或ハ古封形を取捨金松之物を

取候者竊盜 = 準し謀利強盗以罪科の輕重を可行

事 但入墨窃盗同様之事

116 詔の似せ封書 = 而取候者邊マ窃盗同様之事

但入墨ハ許之

117 物取 = 無之申取の場 = 毒金之印形押候類ハ窃盗

= 準し一等を減可申事入墨許之

118 五八、役人を似せ候者

在、通り役人を似せ往來の人馬頭等爲差出候者

鞭三十

119 五九、似せ金銀を造候者

似せ金銀を造候者并私 = 錢を鑄候者碌細工人同

罪其加談の者ハ死罪一等を減可申事

但似七金之存在カシ適用致候者是又同様之事

賄賂

六〇、枉法賄賂事

一<sup>120</sup> 賄賂を受在たる事を致候者錢之高を以輕重之罪

料ニ可行事尤何人カ受候而モ惣錢押合其高を以

罪を定候事若枉候事重候ハ、人之罪を輕重致候

律を以刑を加へ候事

定

一五匁文以下

鞭六

一五匁文以上

鞭九

一十匁文以上

同十二

一十五匁文以上

同十五

一二十匁文以上

同十八

一二十五匁文以上

同廿一

一三十匁文以上

同廿四

一三十五匁文以上

同廿七

一四十匁文以上

同三十

一四十五匁文以上

徒半年鞭三十

一五十匁文以上

同一年鞭三十

一五十五匁文以上

同一年半鞭三十

一百二十匁文以上

死罪之代徒二年鞭三十

六一、下枉法賄賂之事

一<sup>121</sup> 賄賂を受錢を致候得共在たる事或モ惣錢之高押

合半分にして罪を定候事

但一人カ受候得ハ半分ニ下致事

定

一十匁文以下

鞭三

一十匁文以上

同六

一二十匁文以上

同九

一三十匁文以上

同十二

一四十匁文以上

同十五

一五十匁文以上

同十八

一六十匁文以上

同廿一

一七十匁文以上

同廿四

一八十匁文以上

同廿七

一九十匁文以上

同三十

一百匁文以上

徒半年鞭三十

一百十匁文以上

同一年鞭三十

一百廿貫文以上 同一年半鞭三十

六二、坐贓之事

差而贓合候事も無之通例只賤之受候類ハ坐贓之

罪ニ可行事尤惣錢之半分ニ致候而罪之定候事前

条同様之事尤手ハ候者ハ三等之減候事

定

一十貫文以下 戸×廿日

一十貫文以上 同 三十日

一二十貫文以上 鞭三

一三十貫文以上 同六

一四十貫文以上 同九

一五十貫文以上 同十二

一六十貫文以上 同十五

一七十貫文以上 同十八

一八十貫文以上 同廿一

一九十貫文以上 同廿四

一百貫文以上 同廿七

一百廿貫文以上 同三十

六三、賄賂之約諾致候者

一賄賂之約諾致候者未賊物を手に入不申共罪を枉候者

ハ枉法に準し一等を減罪に行ひ可申事約諾而已  
にて未事枉不申候得ハ不枉法ニ準し一等を減し  
罪を加申事

六四、賄賂を行ひ候者

下ノ者頼事有之賄賂を行ひ候而法を枉候事を

行候得は差出候錢高を以坐贓之律ニ当刑を可加

事尤枉候事重候ハ、重き方にて沙汰可致事若上

たる者強て無差差出候へは御咎無之事

六五、茂合取立私曲致候者

茂合錢爲差出私用ニ致候者枉法を以罪に行候事

音信ニ相用自分便不申候共同様之事

田宅

六六、隠田畑

一126 隠田畑致候者一反歩与五反歩迄ハ鞭六五反歩毎

ニ一等を加へ可申事但隠田畑御取上隠候反畝一

年ノ年賣可令出申

一127 御檢見之節悪地杯振替見せ候者右之格ニ而一等

を減可申事尤反畝多候共鞭十五ニ而許可申事村

役之者存見逃に致置候者本人同罪之事若不存

候得は五反歩以下ハ許之五反歩以上ハ右之格ニ  
而三等を減可申事尤反畝多候とも鞭九にて許可  
申事

六七、田畑質入

一<sup>123</sup> 年考を以質入致候田畑年季相済本人を元利返済

受戻を求候得共外等に託し不相返年来押領致候  
者鞭三年米之小作米可令返事

六八、田畑押領

一<sup>124</sup> 他人の田畑を事に寄り押領致候者屋敷ハ一軒田

畑一反半を五反歩迄鞭三五反歩毎に一等を加可

申事尤反畝多候共鞭十八にて用捨可致事

但年来之小作米可令返事前系同様之事

倉庫

六九、御收納之遅滞

一<sup>130</sup> 御收納は年々十一月晦日迄皆済可致事若翌正月

迄無故して皆済無之者御收納高十分ニ割一分滞

候得は戸ノ口日一分毎に一等を加可申事村役同

様之事尤鞭九迄にて許可申事

七〇、内借

一<sup>131</sup> 御蔵廻之者御蔵之米銭内借致候者米銭ノ高を以  
窃盗ニ準し罪ニ行可申事若懸合之者ニ非此ハ一  
等を減可申事但入墨ハ許之

一<sup>132</sup> 罽材之類自分物を以取替候者同様之事

訴訟

七一、手越に訴状差出候者

一<sup>133</sup> 訴状を差出候者其向々支配頭江差出可申事手越

ニ致し奉行御役人江差出候而も取上申間敷事若

願難相立儀を強而手越に出候は、戸ノ口三十日

但願可相立筋を支配頭ニ而取押置或ハ支配頭

非道之取扱有之候を訴候類ハ可爲格別事

七二、無名之訴状

一<sup>134</sup> 無名之訴状投文致候者鞭三訴状之趣取上沙汰致

間敷事

七三、不実之事を致訴状候者

一<sup>135</sup> 不実之事を申出人を罪に落さんとする者鞭刑可

被行事を訴候得は即申出候者鞭刑たるべく追放

に可被行事を申出候得は可爲追放事若死罪ニ可

相成儀を訴候者徒一年半鞭三十

—136 若被訴候人御沙汰既ニ極リ其罪ニ依行候後不與之申願米候得は罪に被行候者之刑ニ一等を加ヘ

—137 可申事死罪被行候得ハ可爲解死人事

若ニク条訴候節輕事ハ突にて重き方ハ偏リ或ハ一事にてモ輕事を重く申出候者輕敷之内突事之

分を差引殘リ輕敷を以刑に行ひ候事

—138 七四、親族担訴候者

子孫として祖父母父母之事を訴へ事として夫并舅姑之事を訴候者鞭三十虚証を構へ裁許を願候者斬罪

—139 伯叔父母兄弟姉妹之事を訴候者鞭十五訴候事偽ニ候得ハ平人ノ罪三等を加可申事

但被訴候者ハ科人自身申出候律と同様之事若伯叔父母兄弟姉妹之事有之不得止事申出候ハ可爲捨別事

—140 七五、子孫父母之姦ニ背候者

子孫として父母之姦に違ひ或ハ養育父候儀有之者鞭十五 但父母の申出ニ寄リ刑を加へ候事

—141 七六、前證之隱匿被候者

罪ニ落之候と致候者本人と同罪之事

—142 願難相立儀を大勢徒儻致し支配願之差圖を不相用於強訴ハ其棟梁致候者鞭廿四加談致候者一等

可減事其余一通リ之余黨ハ吟味之上用捨可致事

—143 七八、隱津出

隱津出致候者品物取押鞭十五相對致取賦候者過料壹貫三百文

—144 但取百匁以上之隱津出は家屋敷家或隠所所私可致事

米留有之節無手形にて米隱津出候者鞭六駄賃附候者過料壹貫貳百文

—145 七九、隱荷揚

旅船隱荷揚致候者品物取押相對致候問屋鞭六家業取致候事

—146 八〇、隱商売

隱商売致候者品物取押過料錢爲差出候事



但遺料之定則贖戸類方定例有之

雜

八一、博奕

一四七 博奕致候者鞭三其時之金銀ハ以取日取事

但博奕致候者同罪事ニ其擧、監合候者之外

同類有之候夫一、監禁ニ下ル事但強き室引籠

カ事ハ有之候者ハ片、三十日

八二、御用事之類合及候者

一四八 御用事之類ニ於テ其ノ取立者ハ二十日取候者并類

之受候者同罪ノ事若事九、通行候得ハ候者受候

者ハ刑大輕候者ハ其申取候者ノ罪ニ減得ハ二

等ニ減ルハ日取ノ罪ニ減得ハ本罪之上ノ一等ニ

加候事若由候事重之候者日人之罪ニ是重致候律

之取刑之類ハ其罪重ニ由候者其取候者ハ其罪之

律之取刑之類ハ其罪

八三、人之罪之定置致候者

一四九 依指鬮取人及人ノ罪ニ輕重及被者其輕減致候事

ヲ以其分ノ罪之相候者若或ハ全ク輕減ハ全ク輕

候者其重事ヲ以刑之加ハ候事

八四、失火

一五〇 失火致候者戸メ廿日類燒有之候得ハ三十日因而

を燒死致候得ハ鞭十五

但一家之内誰ニ而モ手過シ致候者江刑を加ヘ

候事

若御家廟并御城等江類燒ニ及候得ハ徒一年半鞭

三十

一五一 諸役所并御蔵内ニ於テ失火致候者鞭二十四

八五、野火

一五二 山野江野火附候者鞭三若本人相知不申候得ハ其

類者ハ村所漏料爲蓋出候事

八六、御融に替候者

一五三 御融ニ替候者事輕きハ戸メ十五日重キハ三十日

八七、不可爲候者致候者

一五四 不可爲候者致候者之の輕きハ戸メ廿日重キハ鞭

三此ノ条之儀は云來重科ハ律ニ正敷ケ条有之候

得共輕事に至リ事交方端ケ条に難述候間右様之

儀ニ等に令此ケ条を以沙汰可致事

八八、科人守向致候者

一五五 科人逃走リ捕手之者江手向致候者本罪の上ニ二

等を可加事尤人に疵付折傷以上 = 至候得は斬罪

八九、科人出奔

一<sup>156</sup> 穿破并預之内繩解さ出奔致候者本罪 = 二等三可

加事

一<sup>157</sup> 預之者不覺 = 而取逃候者預り人并番人江三十日

之内 = 捕候様申付若捕兼候節ハ科人之罪 = 三等

を減可申事能と逃候得ハ科人同罪

九〇、科人を隠候者

一<sup>158</sup> 科有之御詮議之者を存隠置成ハ其事を告知り

と逃候者科人之罪 = 一等を減可申事

九一、私 = 科科を造候者

一<sup>159</sup> 私 = 科科を造り并通用科科を増減及し肝田之者

鞭六

九二、御聞所忍通候者

一<sup>160</sup> 御聞所忍通候者鞭九山越致候者鞭十二

九三、立歸者

一<sup>161</sup> 科有之御沙汰之上追長被仰付候者捕搦之地江立

歸候得ハ鞭三本の加減致可致事

一<sup>162</sup> 悪事有之他國江出奔致し其後立歸り忍通候者本

罪方一等を可加事

但本罪輕く候得は御聞所忍通候罪 = 一等を可

加事

一<sup>163</sup> 悪事無之出奔の後立歸候者御聞所外江出不申候

得ハ過代夫役廿日

九四、馬札紛失

一<sup>164</sup> 無札之馬鹿買致候者鞭三

一<sup>165</sup> 馬札紛失致候者過料一貫六

九五、淫淫

九三、淫淫

一<sup>166</sup> 淫淫之者鞭九男女可馬同罪事夫有之者ハ鞭三十

一<sup>167</sup> 淫淫之者鞭一并半鞭三十夫成者ハ鞭三十

一<sup>168</sup> 知古十二以下之淫淫者強姦同様之事

一<sup>169</sup> 妻女を許候節淫淫致候者本夫を歸何れも同罪之

事

古何れも淫所 = 於て見届隨方る詮起有之夫成ハ

親族方申出 = 尋ハ沙汰可致事外より許候類ハ御

取上可致

九六、偷尼之罪

一<sup>170</sup> 偷尼犯致候者平人淫淫之罪 = 一等を可加入還俗爲

被候事相違候者平人姦淫之罪に行候事

九七、下人家長之妻女を姦候者

一四九 下人寄人之妻女を姦候者斬罪並ハ一等を減可申

事

及八、相討死

一四八 男女申合相果候者子細無之候得は死罪取捨若女

を先 = 殺男存命 = 候得は下守人男相果之存命 =

候得ハ下守人 = 不及三日歸之上言食手ヨ相渡可

申事

一四七 男女共疵計にて存命 = 候得ハ是又三日歸之上言

食手ヨ相渡可申事

一四六 主人下人と申合相果候者下人相果主人存命 = 候

得ハ下守人 = 不及食手江度之主人相果下人存

命 = 候得ハ獄門

九九、隠遊女

一四五 御忍場前之外隠遊女抱置渡世致候者鞭三

註

一〇 已三月——「御刑法書之字」には「寛政之」と

あり、寛政九丁巳年（一七九七年）三月である。

従つて此自筆は尊親公のもの。

御自筆の内容は「総而人倫之義を論し云々」と

あるように、深理に従つて裁判すべきで規定に

とらわれることのないよう命じられている。

(二) 戸×——寛政八辰年（一七九六）旬済として貞

羽候ある。即ち「戸×之儀ハ是迄日數幾日 = 相

成候間御免被仰付候様申上候得共以來幾日戸×

被仰付候様 = 日數を記し申上候様」とある。

戸×は門戸を開し、自家に詭居せしめる刑であ

る。

又文化五辰年（一八〇八）五月旬済として村役

の者について戸×の代り過料を納めさせること

になつた。即ち「ミミ此度被仰付候通前書五ヶ

条（註盗袖・隠田畑・隠津出・博奕之宿・隠商

売）之分ハ過料上納被仰付候ハ、格別御締相立

可申候尤町役之儀ハ戸×之方御締 = 相成可申奉

存候間是迄之通被仰付村役計過料上納被仰付候

様左候ハ、過料之定左之通被仰付候様

五日 過料錢六百文

十日 戸×之代 同 九百文

十五日戸ノ之代 同 壹貫貳百文

廿日戸ノ之代 同 壹貫五百文

三十日戸ノ之代 同 壹貫八百文

(四)但徒刑ノ者ハ銅鈔山江差遣シ……—文化八末

年(一八一—)徒刑ハ銅鈔山ノ苦役ニ代リ、

牢居を命ずることナリ。即チ「尾太銅山並

湯野米鈔山へ苦役ノ者御預之儀以來御止被仰付

左之儀

徒刑半年 = 相当候者 牢居日類百日

同一年 = 相当候者 同貳百日

同一年半 = 相当候者 同三百日

同二年 = 相当候者 同五百日

但徒刑二年 = 相当候者四百日之牢居被仰付候

得ハ前書段取 = 相当候得共徒刑二年ノ者ハ死

罪之代リ徒刑被仰付候故牢居日數一等相増申

候

右之通御定被仰付候様」

(五)五逆之罪——人倫にもとる五つの大罪を定下上

はてしていることは、勸善懲惡へ冒頭に掲げた御用

人中の御家老の寛の中に此の語が見えてくる)

を目的とした教化法であることを思わせる

(五)老幼癡疾之罪——刑等責任能力についての規定

である。江戸幕府の御定書では子心にマ辨なく

人を殺し、又は放火した者を共に十五文まで規

類預けの上、遠島に逐し、幼年者も刑事責任を

免かるべきに非ずとしているのであるが、此の

規定では殊刑(過料)で間に合せているわけで、

幕府法よりゆるやかである。

(六)材人ハ首従を可別事ト——共犯の場合主謀者重

くし、参加者はそれより一等級軽く扱うことにし

ている。

(七)一人ニ而二罪有之罪——現在の刑法と比へて大

差がない。即ち現行刑法でも一個の行爲が數個

の罪名に缺れる場合へ相俵的競合)、犯罪の手

段をたけ結果たる行爲が他の罪名に缺れる場合

(牽連犯)共にその最も重き罪名の刑罰をもつ

て罰すべきものとしている(刑法五四条)

(八)連坐——連帯責任を寓わせる制度であるが刑と

しては軽い過料を科することにしてきた。

(九)婦人犯罪候事——婦人の犯罪については、その

生理的特徴の故に男子と異なつたおだやかな扱  
いをしてゐる。鞭十五まで、残りけ過料とし  
てゐるし、鞭刑も逐淫を除いて褌袴の上から打  
つやうになつてゐたことは注意をひく。

但し親殺、主殺の如き重罪は男女の差別を設け  
てゐないのである。

(7) 關所之事——關所は附加刑として科せられた没  
收刑である。

(二) 取押物之事——取押えた物の処置については寛  
政十二庚申年(一八〇〇)に出された施行細則  
ともいふべきものがある。少し長いけれど、そ  
のまゝ次に掲げる。「一役筋取押品御片付之儀  
盗抽米並無極印木品御停止木取押之分共是迄入  
札拂被仰付候様沙汰仕申上罷有候然此少分  
木品等ハ取押之役筋へ被下置候様沙汰仕申上候  
様御演説を以被仰付候然は御制禁物取押之節御  
片付之儀御刑迄帳之表左之通(注次に27条の本  
規定が書かれてゐるが省略する)

右之通ニ御座候尤役筋取押之分是迄は押物高之  
内三ヶ一を以御實被下置候様沙汰仕申上候処去

々年夏役筋押米入札拂之高不殘御賞ニ申上候様  
被仰付候其後右之通申上罷有候処去年正月奥内  
村米留對馬林藏米壹俵取押之節入札拂之儀申上  
候処右舛押米之分ハ以未其品ニ而当人江被下置  
候様沙汰直之上申上候様其節御演説を以被仰付

其後隠津出押米並米留所前忍通候節押米之分共  
取押之役筋へ被下置候罷竟一兩年已采隠津出御

締相談ニ候ニ付役筋屬勵念有之通被仰付候儀と  
奉存候乍法格別心を用違方迄相廻り取押候分も

番所前之押米同様之御片付ニ而ハ厚薄之詮も無  
御座候尚又押木柄之類少分ニ御座候とて被下置

候依之以來惣而押物仕分左之通可被仰付候  
一米留所番所前ニ取押之分並湊方ニ御留懸り

船相改隠積々ハ過積等有之取押候分ハ其品入札  
拂之上代錢三ヶ一之積を以御實被下置候様其外

之被米隠津出取押候分は其品不殘被下置候様  
(奥羽は省略)

(二) 加担——加担を本条のように寺伝等と區別して

用いてゐる時は、本罪に直接關係せず、犯罪  
後の跡始末に關与する場合を意味すると解され

いる。(石井良助博士著「日本法制史概説」四九三頁参照)。加担だけの者を軽く罰していることに注意。

(三) 強盜之律——但來を参照。

(四) 經引——五條の但書にあるように、經引は罪人を運路に晒し、望む者に竹籠を以てその首を挽かせ三日後利端で磔刑に処するのである。

(五) 親殺之律——五條は親殺の者の妻を殘の下達流致とする縁坐の規定である。封建社会にあってはいうまでもなく身分的秩序維持が重視されたが、親殺は主殺と共に重罪とされた。經引という極刑に処すると同時に妻まで処刑されたのである。然し幕府が元文二年(一七三三)七の書付によって縁坐の範圍を主殺及び親殺の罪人の子に限った(古くは主殺の脚き重罪について、父冊兄弟一族に至るまで処刑され、火罪、磔、獄門に処せられた者の妻子も亦処刑されたという)。石井博士「前掲書四八九頁」こと

か、文化律になると主殺親殺の者の子のうち、第一人家長、叔父、家裁、閨所の上十里進杖と限縮

された、即ち中村元吉氏紹介の文化律の中に「寛政ハ主殺親殺ノ妻子ヲ遠敷家屋敷閨所但別居ノ子ハ備用捨ノ事ト御座候然レ御定書ノ内御仕置ニ依候者ノ符出家願出候ト前書ニ申上候御書付ノ主殺親殺ノ子ハ御ノ上御仕置可申付ト申ケテ引合候儀ハ主殺親殺村人ノ子ノ内俣一人御仕置仰付サレ御事ト奉在候間此ノ度右ノ趣ニ隨テ相定申候」(中村代算の校目)とある。

なほ親不孝は五逆の一として墮罪とされたことを示す事例が「津輕史」(永澤得右衛門氏の筆録した元禄の頃までの史料集。青森県立図書館蔵)の雜部斗火罪の項に出ている。即ち「寛文四甲辰年(注一六六四年)四月晦日 八幡野村参四郎と申者四十ニ成候迄常々不者其煩親をたゞき跡候村ニ付取上ニ而火罪被仰付儀遠方近御融候等」とある。

(六) 妾夫の刑——但來の刑を参照。

(七) 妻人トミミ——夫が密通の男女(妻妾)を殺し得るとした制度で、御定書を踏襲している。

(八) 喧嘩——兩人を殺候と同様文事——物条参照。

(四) 謀殺之律——30条参照。

(五) 怪我にて……—過失の意。犯罪事實の予想が困難ではあるが、然し予想し得ないわけではない場合に、必要なる注意義務を欠いたことを意味する。

(三) 打擲之律——49条参照。  
(三) 夫有罪之妻妾を殺候者——45条と共に、夫に認められた私的刑罰権に關する規定である。姑等を祖末に扱った妻をたゞき、その結果死んだとしても、無罪というわけである。

(三) 夫妻妾を打擲之律——79条参照。  
(四) 喧嘩ニ而シテ——近世前期江戸時代の初め頃は喧嘩而成敗法が一般化してたとされるが、本条(の条)で分るよ様に、寛政律では時代が下

つてゐる板が用いられていない。幕府の御定書では、御城内で口論の上、十人以上敲合つかあ合した者は、双方共、当人は重追放とし、荷担したものは敲の上江戸拂に処してゐる。(石井

博士前掲書四九の頁)

(五) 下人主人を打擲殺候者——主従關係が重んじら

れたことを示すよい例である。即ち叫策で下人が過失で主人を殺した場合、斬罪であるが、主人が過失で下人を殺しても「御沙汰ニ不反」で無罪である。(75条)。

(六) 妻の妾を打擲殺候者……—本条(74条)では妻の妾に対する關係を夫の妻に対する關係と同視してゐる。妾の地位が低かったことを示すもので、77条・28条も同様。

(七) 巾着切の類は搶奪ニ付無之——すりの類は奪い取ることに変わりないのであるが、軽い盜及びして扱ひ、搶奪(竊盜より罪ニ重くすること)と見なさないのである。

(六) 馬盜——本条の具体的な適用例として享和三年(一ハ〇三)八月の四奉行評議の上、下した判決が「御刑法書之寫しに出ている。結論が下されるまでの過程や法適用の實際を知る上に参考になるので、全文掲げることにする。

馬盜評議之事

永石組館村萬慶寺

久七

此者儀去、八月岩木嵩湯云、而赤田組白鴨田村  
勘三郎建馬貳疋若崎村要之兩人、而盜取秋田表  
江引越致候処能代馬宿、而被追邊馬被取返候趣  
被及御聞入牢之上、再應御詮議之処要之兩人、而  
勘三郎建馬貳疋嵩湯云、而盜取大間越間意相廻  
り秋田能代、泊り罷有候返勘三郎下男半次郎無  
戸村源八郎兩人、方、参り被見当馬相返内酒頼  
合之儀相違無御座旨及白狀、候隨、而右刑御刑法  
帳之表、馬を盜取賣買致候者斬罪

右之通、御座候然ハ馬を盜取候者之刑首從之差  
別并盜取候馬之多少其子細、寄り輕重之差別無  
御座候尤馬を正、盜くとして被召捕候と云々ハ  
盜取候否々馬取返され候卜力、御座候ハ、刑、  
輕重之御沙汰向も可有御座哉要之々七、手馬盜取  
可申ため相巧岩木嵩湯、江参勘三郎馬盜取間道  
相廻り既、他領江首尾好引越候、止寄致程有候  
を追人相逐候儀、御座候へハ本刑可相減之細無  
御座候幸存候

但強盜之律を以参考仕候、而も左、相当申候追  
判強盜之者既、行候へハ賊物を取り不申共徒一

年半與三十疋、賊物を取候得ハ同類不殘磔右を  
馬江人、比へ候得ハ、馬を盜取可申、手殺行候  
へハ馬を盜取不申候共徒刑既、馬を盜取候得ハ  
斬罪といふ義理相当り可申、奉存候左候得ハ、強盜  
之律、比へ候、而も本刑可相減、子細無御座、様幸存  
候、御刑法方

右之通、相伺右書付御賴役江御相談、相廻候、延寺  
社奉行、御刑法帳、馬を盜取賣買致候得ハ、斬罪  
と有他領、而被取返候ても、いまた賣買、及不申  
候刑相当て可然哉之旨申参り、安永四年御定御  
刑法帳詮議之処、  
一半馬を盗出他領江賣買、ハ他領之悪物引入相  
対致、引致候者、獄門

一半馬を盗出御領内、而も賣買候者、斬罪  
右之通にて他領ハ引越候得ハ、斬罪、雖進、付又、  
古之通、御捕致之、延當時御用ハ、御刑法帳相用候  
、付御座、不伺沙汰致可然旨申参り、又、子細及  
御捕致、候得共、寺社奉行中御承知、無之候、然、延高  
堂、助、殿、被仰付候、ハ、當時之御刑法帳、ハ、伴、文  
助、引、沙、汰、取、定、候、儀、付、人、別、調、役、壹、人、御、同、人、江



罷出問合可申旨被申 = 付長谷川就吉又助殿江罷  
出委細問合候延當時文御刑法帳主文兼願易 = 致  
候ハ共安永年中御定之御刑法 = 別 = 相替美無之  
馬盗人之儀ハ其節色々論議も有之候得共古来ハ  
御メ合敵重 = 相定被置候事故明律等之様 = 茂難  
相成古来之獄門を斬罪と相定候迄 = 而別 = 子細  
無之候尚又此度之馬盗

賈之刑顯然 = 可有之旨被申 = 付石土趣罷帰リ夫  
相違候延四奉行中御相談之上死罪 = 取定沙汰  
申上候延御用所御添書 = 死罪 = 被行候得共當年  
而唐之御法金等も有之候 = 付格段以御隣懸永寧  
被仰付候

享和三年八月

これで見ると、寺社奉行の異論の故に、刑法制  
定に直接當つていた伴支助に問合せて参考意見を  
聞くなど慎重に評議されていたことが分る。  
なお又、「安永四年（一七七五）御定御刑法  
帳」という字句があり、安永年間に既に刑迄帳  
の存在したことを知り得るのである。幸い古回  
書保存会の努力で、私前図書館に安永四年の御

刑法帳が現存する。表紙には「御刑野御定」と  
記され、「安永四年 末八月」と年月が入つ  
ている。体裁、紙質、字の大きき等から推して、  
藩日記と同じ位のもので、原本と考えられる。

(完)人之罪を軽重長候律——14条参照

(宗)材人自身申出候律——15条参照

(三)本条には、「巳閏七月廿七日被仰付候事」とし

て但書が追加になつてゐる。即ち「米留所忍通  
候きの荷物并馬共御取上之旨」とある。又寛政  
十三年酉年（一八〇一）二月の真羽がついてい  
て、馬を取押えた箱の処置が書かれてゐる。即  
ち「御取上之馬入札之上右代錢取押候者」被下  
置候事米留所忍通馬取押 = 相成御詮議之節自分  
持馬 = 無之トカ持馬有之候而も外 = 他人の馬か  
取候て取押 = 相成候ハ、申出の節当人詮議之上  
馬貸候者申出有之時ハ人別帳并馬帳詮議之上分  
明 = 候得ハ本人江相返可申事」（御刑法書之序）  
(三)過料之定——「御刑法書之序」の末尾に「隠家  
業過料定」として出ている。即ち  
「木綿古寺 但背頁商共

一室（傾カ）一壁

一米金仲費

右三ヶ条品物取押之上過料錢百匁五軒組合

四軒方百匁

一荒物小題物 但皆買商共

一古道具古木柄古鉄物 但右同前

右貳ヶ条品物取押之上過料錢七拾貳匁五軒

組合四軒方七拾五匁

一賣質

一小箇物

一雜物

一取費 但隨仲價共

一三層屋

一葺、類、葺、葺 但皆買共

一小費、酒、醬、油、塩、味噌 但右同前

右七ヶ条品物取押之上過料錢五拾匁五軒組

合四軒方五拾匁

一奠、齋、齋

一干肴 但皆買費共

一煮賣

右三ヶ条品物取押之上過料錢三拾匁五軒組

合四軒方三拾匁

一木、掘、大、工、鍛、冶、惣、而、百、工、之、属

右隱藏之分屬過料道具取押之上戸× 五軒

組合四軒方過料三拾匁

右系々相犯候者於有之ハ罪之輕重不拘町役村

役戸×

丑六月

但五軒組合之儀在方ハ庄屋町方ハ名主斗差

除キ月行等五人組といへとも以來ハ五軒組

合ニ結ビ候様尚又町末ニ至リ割餘リ等と而

組合甲乙有之分ハ都合不拘百匁之過料ハ組

合壹軒方廿五匁、差出候様借屋之者隠シ

賣質ハ依令ハ百匁之過料ハ大家方五拾匁借

屋 者方百匁大家の五軒組合壹軒方貳拾五

匁、差出候様壹軒ニ而兩人隱家業致候ハ

、五軒組合ニ而も兩人之分、過料差出候

様

賣八月被仰付之

ト

①失火の他に放火罪について文化元年（一八〇

四) 加えられた規定がある。即ち

### 火附

一 盗のため火を附候者火刑 但燃立不申候得

### ハ新罪

一 火を可附旨張札授交致候者鞭三十徒二年

〔高野火——文化三寅(一八。六)年十一月改正さ

れ〕  
此「野火付本人住居之町在引廻之上鞭十五」と  
なつた。

追記 便宜上「七、五逆之事」以後は各条文に

通し番号を打ち、返り頁を附した。

(三四・五・一三了)